

第48回衆議院議員総選挙

■投票日 10月22日(日)

午前7時～午後8時

【お問い合わせ】
選舉管理委員会事務局 542121
(土・日曜日 平日午後5時15分以降
は542129)

第24回最高裁判所裁判官国民審査

■投票時間

午前7時～午後8時

9月28日に衆議院が解散されたことから、衆議院議員総選挙および最高裁判官国民審査が行われることとなり、

10月22日が投票日になります。(10月10日公示)

私たちの一票は、自分の意思を政治に反映させる重要な意義を持つています。棄権することのないよう、必ず投票しましょう。

◆投票ができる方

かずに投票します

今回投票できるのは、「砂川市選挙人名簿」に登録されている次の要件を満たす方となっています。

今回の衆議院議員総選挙および最高裁判官国民審査の投票に必要な「投票所入場券」は、10月10日(火)から順次郵送しています。

■住所要件

平成29年7月9日以前から引き続き砂川市の住民基本台帳に登録されている方

もし届いていない場合は、選舉管理委員会事務局までご連絡ください。

■年齢要件

平成11年10月23日以前に生まれた方

また、投票所入場券を紛失したときは、投票所の受付係に申し出てください。

◆投票用紙

①小選挙区選出議員選挙 〈桃色の用紙に黒文字で印刷〉

投票日に仕事や冠婚葬祭などで投票できない方は、期日前投票または不在者投票をすることができます。

②比例代表選出議員選挙 〈あさぎ色(薄い藍色)の用紙に赤文字で印刷〉

政党その他の政治団体の名称または略称を記入します

③最高裁判所裁判官国民審査 へうぐいす色に黒文字で印刷

辞めさせたい裁判官にだけ「×」を記入します。そのままでよいときは何も書

◆期日前投票・不在者投票

■不在者投票対象者

心身の故障その他の理由で投票用紙に記入できない方は、係員が本人に確認しながら候補者の氏名や政党名等を代理で記入しますので、投票所の受付係に申し出てください。



字が記入できない方は代理投票ができます

- 仕事のある方
- 旅行やレジャーなどの用事がある方
- 冠婚葬祭の予定がある方
- 妊娠などの理由で投票できない方
- 投票日当日に悪天候が予想される場合
- ※ 投票所入場券を持参して早めに投票

- 選舉人名簿に登録されていても、期日前投票をしようとする時点で満18歳に達していない方
- ※ 期日前投票・不在者投票の場合でも、投票所入場券が必要です

